

## 英国の事例に学ぶ 日本版ISA普及への課題

少額投資優遇税制がスタートすることが決まっている。この制度の見本となった英国の個人貯蓄口座（ISA）は多くの人々に利用されている。英国同様わが国でも、幅広く普及するために、利用者の利便性を高めるように制度の詳細が設計されることを期待する。

2012年から株式及び株式投信の譲渡益・配当（分配）に対する税率が20%に引き上げられると同時に、少額投資優遇措置がスタートする予定である。この制度は、英国の個人貯蓄口座（ISA）を見本としていることもあり日本版ISAと呼ばれている。ISAは本来英国では資産形成の優遇策として評判の高いものだが、どのような制度なのだろうか。

### 引き出しの柔軟性が評価され、幅広い層に普及する英国の個人貯蓄口座（ISA）

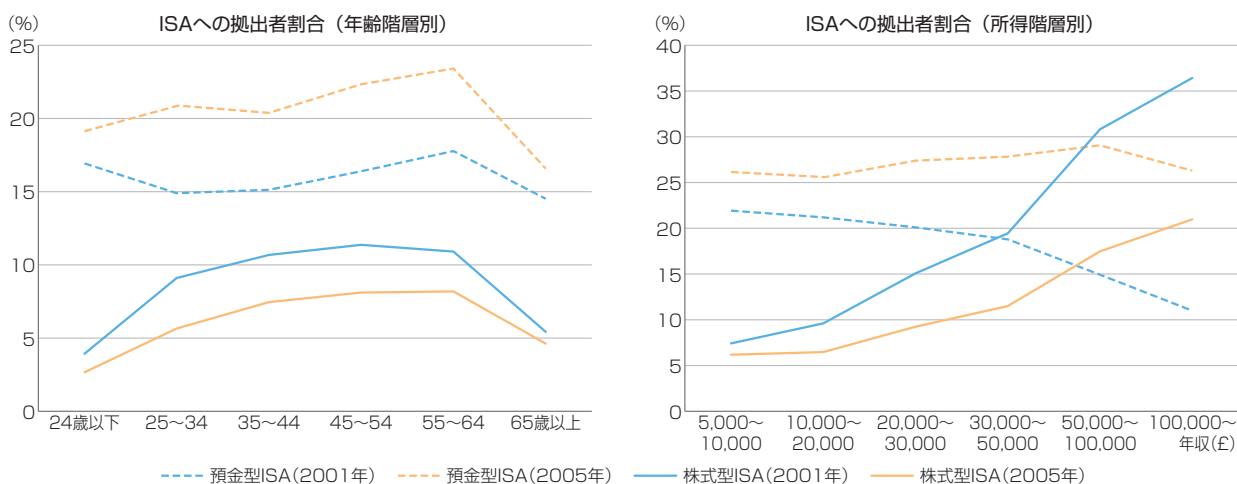
英国のISAは1999年にそれまで実施されてきたPEP（個人持株計画：1987年に導入）やTESSA（非課税特別貯蓄口座：1991年に導入）に代わって導入された。PEPやTESSAも個人による貯蓄や投資を増やす一定の効果はあったが、低所得者層を含むより多くの人々にさなる資産形成を奨励するためにISAは導入された。

18歳以上<sup>1)</sup>の居住者が金融機関にISAを開設すると、

ISA内部で発生した譲渡益・配当は非課税となる。ISAには個別株式や投信、債券などに投資する株式型と預金やMMF等から商品を選べる預金型があり、年間の拠出限度額は合計で7,200ポンド（預金型は3,600ポンド）である<sup>2)</sup>。ISAの制度上の最大の特徴はいつでも引き出しが自由に行えることであり、最低預入期間や引き出し単位などに条件はない。

3軒に1軒以上の割合<sup>3)</sup>で保有されている英国のISAは実に様々な階層の人に利用されている。ある年に拠出した人の割合（拠出者割合）を年齢階層別にみると（図表左）、預金型では年齢によらずほぼ一定で、株式型でも若年層の拠出者割合は意外に高く、年齢による著しい較差は見られない。同様に所得階層別に拠出者割合を見ると（図表右）、株式型では所得が高くなるほど拠出する人の割合が増えていくが、預金型では所得による拠出者割合の違いは小さく、むしろ低所得者ほど拠出する人が多い年もあり、ISA全体では所得による拠出者割合の較

図表 英国におけるISAへの拠出者割合



NOTE

- 1) 預金型ISAの場合には16歳以上。
- 2) 2010年から年間の拠出上限は、10,200ポンド（預金型へは5,100ポンド）に増額される予定。
- 3) 「Family Resources Survey」によればISAを保有している家計は全世帯の35%を上回っている。
- 4) 英国国立統計局(ONS)がまとめたレポート「Individual Attitudes to Saving: Effect of ISAs on People's Saving Behaviour」によると、人々がISAを利用する主な理由は、45歳以上の人の場合には「老後の生活資金を貯めるため」であるのに対して、45歳未満の人々は「住宅取得や修繕資金を貯めるため」となっており、

年齢によりISAの利用目的が大きく異なっていることが分かっている。また、中高所得者のISAの利用目的は主に「住宅取得や修繕資金を貯めるため」であるのに対し、低所得者の主な利用目的は「いざというときのため」であり、所得によっても利用目的が大きく異なっている。

差は必ずしも大きいとは言えない。

このように英国のISAは多くの若者や低所得者にも利用されているが、その要因は先の引き出しの柔軟性にあると考えられる。引き出しが年金目的に限られていないため、未だ退職後に備えた資産形成に関心の低い若年層は住宅取得のための貯蓄としてISAを利用している。また、いつでも引き出しが可能なため、低所得者層は何時起こるか分からない事態に対する備えとしてISAを利用している<sup>4)</sup>。

すうこう  
長期的傾向が明示されている  
英国のISA

制度の評価と改善のプロセスを事前に明示していた点も英国ISAの特徴と言える。すなわち、導入当初、「最低10年の予定でスタートし、導入後7年経過した時点で制度の効果を検証し必要な措置をとる」と宣言されていた。この公約通り英国財務省は2006年にISA導入の効果を検証している。そこでは、先に示したように低所得者層や若年層の利用が進んだことを評価し、恒久化に向けた提言を行っている。それと同時に、制度をシンプルにすべきことや柔軟性を高めるべきことが課題として指摘された。この提言に沿って、ISAはそれまで数多くの種類が併存した状態から預金型と株式型だけに整理し制度をシンプルにした。また、預金型から株式型への口座移管が可能になるなど柔軟性も高めている。

ISAのように影響が広範囲に及び制度にとって、今後の方向性や、制度の廃止／拡充を決めるポイントは何かが予め示されていることは重要なことだ。金融機関は長期的な視点に立って、関連サービスの導入タイミングを判断できる。今年になってLegal & Generalなどの大

手生命保険会社が職域マーケットでISAサービスを行うと表明したが、このタイミングで専用システムが必要となるサービスに参入するのは、ISAが恒久化のフェーズに移ったことと無縁ではあるまい。英国のISAでは、長期的な傾向が明示されていることにより、金融機関はもちろん、個人の信頼感が醸成され、金融機関によるサービスの拡充と個人による利用度の向上という好循環が生まれているのではないだろうか。

日本版ISAの詳細な制度設計に当たって、利用者の利便性への配慮を期待

翻って日本版ISAについて考えてみると、そもそも導入の目的が英国の場合と異なっている。わが国の場合は、家計の保有する金融資産は潤沢であるにもかかわらず、「投資」に向けられている金額が極めて少ないとの問題意識の下、個人による投資促進を目的にISAが導入される。このため対象商品が個別株式や株式投信に限られている。また、長期投資が強く意識されていることもあり、商品の買い換えができない（保有する商品を売却すると口座からの引き出しと見なされる）など、既に明らかになっている部分だけでも、本家のISAと異なることが多い。今後、制度の詳細について議論されて行く予定だが、英国と同様に広く普及するためにも、利用者にとって利便性の高い制度となるよう配慮されることを期待したい。



Writer's Profile



金子 久 Hisashi Kaneko  
 金融市場研究室  
 上級研究員  
 専門は個人金融マーケット調査  
 focus@nri.co.jp